

事例 7

アジア向けにシイタケの輸出に取り組む生産者

【生産者の概要】

生産者は、2001年にT市で営農を開始した。ダイコン、長ネギ等を生産していたが、従業員の通年雇用を行うため、冬季生産物として2008年からシイタケ栽培を始めた。当初は、栽培が比較的容易である一般的な品種を生産していたが、差別化を図るため、現在は大型で肉厚品種に切り替えている。

現在、シイタケ栽培用のハウスを6棟所有し、一日当たり450Kgを生産している。

生シイタケを高付加価値商品としてパック包装し、スーパーや郵便局のふるさと小包などで販売し、売り上げの6割をシイタケが占めるようになってきている。また、乾燥シイタケチップスの開発も進めているところで、シイタケの更なる販路拡大を目指している。



(施設外観)



(ハウス内に並べられたシイタケ菌床)

【事業の推進に当たって生産者が抱える課題等】

2024年2月からシイタケの生産量を一日500Kgまで増産する予定としている。販路を国内だけではなく、海外にも展開し、売り上げの増加を目指すため、GFP訪問診断を要請した。



(肉厚なシイタケ)

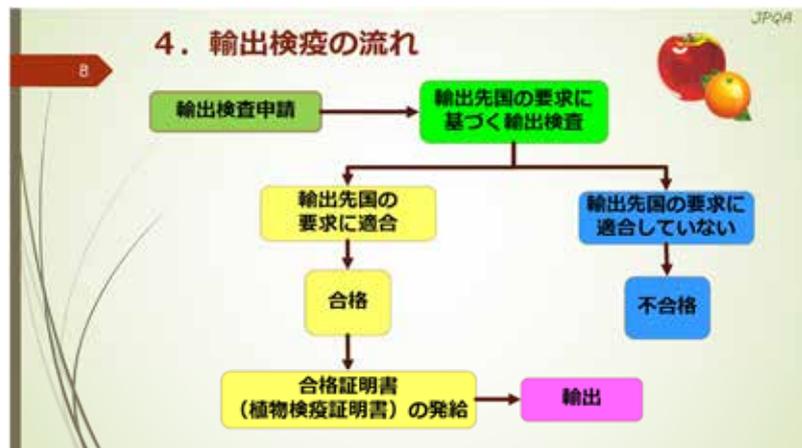
シイタケの輸出実績のある関係者からの情報によると、タイ、シンガポール、香港などが有望と聞いたので、これらの国を輸出先国の候補と考えている。市場調査を始めたばかりで、検疫条件やその他の注意点等について情報収集している。

【支援等の内容】

始めに相談者の案内でシイタケ栽培の現状等について現場で説明を受け、その後、事務所に戻り GFP 訪問診断が実施された。冒頭、農政局担当者がヒアリング等を行い、次いで専門家から輸出植物検疫の概要、輸出を希望する国の植物検疫条件や注意点などを説明した。

(1) 輸出植物検疫関係の説明

① 植物の輸出に当たっては、輸出先国への病虫害の侵入を防ぐため輸出検査が行われており、輸出先国の要求に基づいた検査を受ける必要がある。輸出先国が輸出検査などを要求していなければ日本での検査は不要である。



(説明資料：輸出検疫の流れ)

② 輸出検査は、植物防疫所又は登録検査機関に検査申請を行い、検査日時や場所を事前に打ち合わせて実施される。

仕向国	検疫条件
シンガポール	消費用キノコは輸出検査不要
香港	消費用キノコは輸出検査不要
タイ	日本での検査が必要(植物検疫証明書の添付が必要)

(提供資料：しいたけの検疫条件)

検査場所は、植物防疫所又は倉庫や集荷地などで行われる。倉庫や集荷地で行う場合は安全性と検査に必要な十分な明るさを確保できる場所でなければならない。

③ 輸出検査に合格(輸出先国要求に適合)すると、植物防疫所より植物検

疫証明書が発給される。

- ④ タイ向けシイタケの輸出検疫条件は、植物検疫証明書の添付が求められているので、輸出前に日本で検査を受ける必要がある。
- ④ シンガポール及び香港向けシイタケについては、植物検疫証明書の添付が求められていないことから、日本で検査を受けずにそのまま輸出できる。

(2) 残留農薬関係の説明

- ① 残留農薬基準値は国や地域、品目によって異なる。シイタケの残留農薬基準値について必要であれば調べて回答する。
- ② タイ向け青果物の輸出に当たっては、食品衛生の観点から一部の青果物について、当該選果・こん包施設がタイ政府の求める基準に適合している証明書を取得する必要がある。



(選果こん包場所)

(3) 参考情報の提供

- ① シイタケの輸出実績（貿易統計及び植物検疫統計）については、提供資料のとおりである。

(参考) **しいたけの輸出実績(貿易統計)**

18

しいたけの輸出実績統計
(財務省HPの貿易統計から、品目コード2021年までは207120100、2022年は27120400を抽出)

仕向国	数量(kg)					金額(千円)(FOB価格)				
	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
シンガポール	467	1,070	2,294	521	701	5,280	8,473	22,905	4,642	5,029
オーストラリア	78	110	250	30	165	272	453	780	374	954
アメリカ	2,430	9,345	11,762	17,959	18,849	11,562	23,729	83,223	190,495	84,641
オーストラリア	325	360	590	433	310	2,330	2,853	4,669	3,055	2,194
合計	3,897	11,385	14,896	18,952	20,025	19,444	35,100	111,006	187,965	74,718

貿易統計は、税関に提出された輸出入申告書等を基に作成。ただし、は標準額(20万円以下の破砕)や非農産物扱いとなる農産物は計上されていない。

(提供資料：しいたけの輸出実績)

【相談者の対応状況】

相談者は、2023年6月に地域で開催された農産物輸出に係る商談会に参加し、輸出事業者とマッチングし、良い感触を得られた。現在、当該輸出事業者からのオファーを待っている状況である。2024年2月からはシイタケの出荷量を日産500Kgに増産する予定で、輸出のオファーにいつでも対応できる体制を整備

し、販路拡大を図ることとしている。

一方、乾燥シイタケチップについては、2024年3月に開発が完了する予定で、今後、国内での売れ行き状況を見ながら海外へも展開することとしている。

【評価・所感】

相談者がシイタケの輸出を希望しているタイ、シンガポール、香港の植物検疫条件や輸出検査の手続き等を説明し、十分に理解を得られたものと考えている。また、残留農薬に係る規制等の対策については、防虫対策をしたハウス内で農薬を使用しない栽培を実施しているとのことから対策の必要性は小さいものと思われる。



(シイタケハウス内の菌床製造)

今後、相談者のシイタケの生産量が増加し、輸出を進めていくことに期待をしたい。

支援事業としては、問い合わせや相談等の要請があれば対応していきたいと考えている。



(出所：財務省貿易統計)